



大阪労働局発表
平成24年7月11日

担
当

大阪労働局需給調整事業部
電話 06-4790-6319

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令 及び労働者派遣事業改善命令について

大阪労働局（局長：西岸 正人）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、特定労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、同法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令及び同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

当該派遣元事業主は、労働者派遣法で派遣事業が禁止されている臨床工学技士の業務に対し、業務委託契約と称して労働者派遣事業を行っていた。

記

第1 被処分特定派遣元事業主

名 称	株式会社ヒューマンドリーム
代表者の職氏名	代表取締役社長 川戸 康嗣
所 在 地	大阪府中央区大手通1-1-3 エフオート谷町ビル5階
届出に関する事項	届出受理番号 特27-301395
	届出受理年月日 平成18年10月30日

第2 処分内容

労働者派遣法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令

（労働者派遣事業停止命令の内容は第4のとおり）

同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令

（労働者派遣事業改善命令の内容は第5のとおり）

第3 処分理由

株式会社ヒューマンドリームは、平成19年9月1日から平成24年4月18日までの間、労働者派遣法第4条第1項第3号で派遣が禁止されている臨床工学技士の業務に対し、業務委託契約と称して、少なくとも派遣労働者延べ4,257人を労働者派遣することによって、労働者派遣事業を行っていたこと。

第4 労働者派遣事業停止命令の内容

平成24年7月12日から同年9月11日までの間、労働者派遣事業を停止すること。

第5 労働者派遣事業改善命令の内容

1 労働者派遣事業、請負事業に係る全社総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。

総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

(1)労働者派遣法第4条第1項第3号

2 第3に記載した法違反発生の原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

3 全社にわたり遵法体制の整備を図ること。

参 考

労働者派遣事業

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働者に従事させることを業として行うことをいいます。

請負

請負とは、労働の結果としての仕事の完成を目的とするもの（民法第632条）ですが、労働者派遣との違いは、請負には、注文者と労働者の間に指揮命令を生じないという点にあります。

いわゆる偽装請負

請負であるにもかかわらず注文者が請負労働者に指揮命令すれば偽装請負です。

労働者派遣事業ができない業務

港湾運送業務
建設業務
警備業法で定める警備業務
病院等における医療関係の業務

労働者派遣法（抄）

第4条

第1項

何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない。

- 第1号 港湾運送業務（港湾労働法（昭和63年法律第40号）第2条第2号に規定する港湾運送の業務及び同条第1号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として政令で定める業務をいう。）
- 第2号 建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）
- 第3号 警備業法第2条第1項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務として政令で定める業務

第3項

労働者派遣事業を行う事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者は、その指揮命令の下に当該労働者派遣に係る派遣労働者を第1項各号のいずれかに該当する業務に従事させてはならない。

○ 労働者派遣法施行令

第2条

第1項

法第4条第1項第3号の政令で定める業務は、次に掲げる業務（当該業務について紹介予定派遣をする場合、当該業務が法第40条の2第1項第3号又は第4号に該当する場合及び第1号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所がへき地にあり、又は地域における医療の確保のためには同号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める場所（へき地にあるものを除く。）である場合を除く。）とする。

第4号 保健師助産師看護師法第2条、第3条、第5条、第6条及び第31条第2項に規定する業務（他の法令の規定により、同条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として行うことができることとされている業務を含み、病院等、助産所、介護老人

保健施設又は居宅において行われるもの（介護保険法第8条第3項に規定する訪問入浴介護及び同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問入浴介護に係るものを除く。）に限る。）

○ 保健師助産師看護師法

第31条

第1項

看護師でない者は、第5条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

第2項

保健師及び助産師は、前項の規定にかかわらず、第5条に規定する業を行うことができる。

第32条

准看護師でない者は、第6条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

○ 臨床工学技士法

第2条

第1項

この法律で「生命維持管理装置」とは、人の呼吸、循環又は代謝の機能の一部を代替し、又は補助することが目的とされている装置をいう。

第2項

この法律で「臨床工学技士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作（生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であつて政令で定めるものを含む。以下同じ。）及び保守点検を行うことを業とする者をいう。

第37条

臨床工学技士は、保健師助産師看護師法第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として生命維持管理装置の操作を行うことを業とすることができる。

(事業廃止命令等)

第21条

第2項

厚生労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(改善命令等)

第49条

厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第56条

この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○ 労働者派遣法施行規則

第55条

次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

第2号 法第21条第2項の規定による命令

第4号 法第49条第1項及び第2項の規定による命令

第59条

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第1号 第4条第1項又は第15条の規定に違反した者

第62条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第58条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。